

犯罪被害者支援の必要性

—加害者支援の対にある被害者支援への福祉専門職の関与に向けての教育の在り方—

武庫川女子大学 大岡由佳 (006721)

キーワード：犯罪被害者、被害者支援、トラウマ

1. 研究目的

かつては司法に絡む現場に関わるソーシャルワーカーはごく一部であったが、地域生活定着支援センター、刑務所、保護観察所等での雇用が進み、ある一定数の司法現場のソーシャルワーカーが活躍している。また、平成 26 年度に障害者総合支援法の地域移行支援の対象拡大が行われ、その対象が障害者支援施設等の入所者または精神科病院に入院している精神障害者に加えて、保護施設、矯正施設等を退所する障害者となり、地域の様々な機関で働くソーシャルワーカーが、罪を犯した障害者と関わる機会が増えた。

一方、加害者の対にいる被害者への支援分野においては、ソーシャルワーカーの雇用が施策上進められてこなかった。平成 16 年に犯罪被害者等基本法が施行され、平成 28 年の第 3 次基本計画において、社会福祉士および精神保健福祉士等の活用およびこれらとの更なる連携・協力の充実・強化が図られた。被害者支援におけるソーシャルワーカーの配置を求める声は大きいものの、加害者支援で掲げる再犯防止のような強固な目的が被害者支援では弱い故に、被害者支援のための専門職活用のための国家予算はつかなかった。結果、犯罪被害者支援におけるソーシャルワーカーの活躍は目覚ましくない。司法における福祉専門職の活用は、行政側の主導で進められてきたことが否めない。

2021 年 4 月から、社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムにおいて、「刑事司法と福祉」が共通科目化され、その中で、犯罪被害者支援の支援やケアについても掲載される運びとなった。本発表では、如何に教育を行えば、ソーシャルワーカーが被害者支援に対して関心を持ち、少しでも被害者支援に関与してもらえる余地が生まれるかについて、その方法について検討する。

2. 研究の視点および方法

目的：犯罪被害者の置かれている現状として、身体的・精神的・経済的のいずれの状況も悪化していると回答した割合が高く、社会生活上の様々な問題が出現している状況にある（警察庁, 2014）。それらの被害者の中には、加害者から賠償・謝罪を十分にされない中で、生活困窮に陥っている者も多い。実際、損害賠償命令制度で加害者側の賠償額が裁判所で決定しても、実際に支払われたのは賠償命令額の 2%に満たないとの報告もある（読売新聞, 2015）。そのような中で、犯罪被害者の加害者に向けられた怒りややるせなさは甚大なるものがあり、その実態をソーシャルワーカーに理解してもらい、被害者へのソーシャルワーク関与につなげてもらいたいと考えている。ここでは、犯罪被害者等の視点をどのよ

うに福祉専門職に伝えることが有効であるか検証する。対象：日本精神保健福祉士協会 ZOOM 勉強会「犯罪被害者支援で福祉は何ができるか」に参加した者でアンケート記入協力をした者 方法：研修会の中で、犯罪被害者（銃による殺人未遂事件の当事者）の映像コンテンツを視聴してもらい、その効果を調べた。映像コンテンツは、犯罪被害者と数回打ち合わせの後、1時間程度のインタビューを行いその内容を収録して15分程度にまとめたものであった。質問内容は属性（性別、年代、所属）に加え、生映像の評価や、生映像を見た印象とその理由、また生映像から学んだことについてであった。分析は、エクセル、および AI テキストマイニングを使用した。

3. 倫理的配慮

犯罪被害者の生映像作成にあたっては、大学倫理委員会の承認を得て行った。生映像の当事者は仮名で顔も特定できない加工を施した。研修会において生映像を視聴させる件について、日本精神保健福祉士協会刑事司法精神保健福祉委員会の承認を得た。

4. 研究結果

回答は46名であった。男性15名(32%)・女性31名(67%)、年代は40代17名(37%)、30代11名(24%)、50代10名(22%)等であった。所属機関は、刑事司法関連機関（矯正施設、保護観察所等）は7名(15%)で、もっとも多い機関は、精神科病院・精神科診療所11名(24%)、障害者福祉サービス8名(17%)等であった。

実際の被害者の声を聴いて感じた結果については、5件法（想像通りでなかった1—想像通りであった5）で尋ねたが、「3：どちらにも当てはまらない」が15名(32%)でもっとも多かった。その理由として、想像以上に「つらい」「苦しい」などと感じた者がいた。理由の自由記述をテキストマイニングで分析したところ、「被害者支援」「生の声」「生々しい」「絶する」「生きにくい」「癒える」などがスコアの高い単語として抽出された。

「生映像から学んだこと」については、感情としては「恐れ」「悲しみ」が強く印象付けられ、ポジティブな面よりもネガティブな面を感じていた。

5. 考察

犯罪被害者のことを知ってもらい、被害者支援を行ってもらいたいと思った際に、恐怖や怒りを含む被害者生映像にて被害者の実情を知ってもらうことは、あまりに感情的に圧倒してしまい、ソーシャルワーカーが支援に尻込みしてしまう可能性を示唆していた。段階的に被害者のことを伝えるような教育的取り組みが求められていると考えられた。そのような地道な取り組みが、国家予算が貧弱な中でも、被害者支援に支援者を増やしていく地道な方策だと考えられた。社会福祉領域では、加害者支援と被害者支援に投じる人・モノ・金の質・量ともにアンバランスであるが、被害—加害が事件の両輪にあり、いずれにもソーシャルワークが求められていることを私たちは認識する必要があると考えられた。

科研費『「被害者の視点を取り入れた教育」の実践に関する研究』（基盤 C：課題番号（18K02097））による成果の一部である。